

優良な合併浄化槽県が今月から認証全国初、制度スタート

県環境管理技術センターは、汚水処理施設の合併浄化槽について、優良な施設を認証する全国でも初めての制度「みず再生施設認定制度」を四月からスタートさせた。合併浄化槽は、家庭や事業所などで排出された汚水を、発生源のすぐ近くで微生物処理によって浄化し、河川に流すシステム。県内の公共下水道普及率は62・4%（＝100）の対象外。（坪井千隼）



五年度現在)で、普及していない地域では主に浄化槽が使われている。同センターはこの認定制度を通じ浄化槽の設置者に維持管理の徹底を促し、水質環境の保全になげたいと考え。認定を受けた浄化槽には、直径九寸の認定証シールを写真を張ることができる。

認定には、浄化槽法で定められた検査、清掃基準や独自の厳しい水質基準を二年連続でクリアすることで、浄化槽の中でも故障しやすい「パック装置」といわれる送風システムについて、停止警報器の設置が義務付けられる。生活排水の処理を行わない単独浄化槽は認定制度の対象外。（坪井千隼）